

平成29年生駒市議会（第1回）定例会議案

平成29年3月7日

生 駒 市

平成 29 年生駒市議会（第 1 回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 1 号	市長専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 2 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	3～4
報告第 3 号	市長専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	5～6
議案第 1 号	平成 29 年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	平成 29 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 3 号	平成 29 年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 4 号	平成 29 年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	平成 29 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 6 号	平成 29 年度生駒市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成 29 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計予算	別冊
議案第 8 号	平成 29 年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第 9 号	平成 29 年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 10 号	平成 28 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）	7～8
議案第 11 号	平成 28 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）	9～13
議案第 12 号	生駒市市民投票条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第 13 号	生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	15

議案第 14 号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	16～27
議案第 15 号	生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第 16 号	生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29～30
議案第 17 号	生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について	31～41
議案第 18 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	42～43
議案第 19 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	44～49
議案第 20 号	生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第 21 号	生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会条例の制定について	51～54
議案第 22 号	生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第 23 号	生駒市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第 24 号	生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定について	57～58
議案第 25 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	59～62
議案第 26 号	生駒市歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例の制定について	63～66
議案第 27 号	生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	67～68
議案第 28 号	生駒市高山竹林園の指定管理者の指定について	69
議案第 29 号	市道路線の認定について	70
議案第 30 号	市道路線の廃止について	71

議案第 31 号	生駒市農業委員会委員の任命について	72～74
議案第 32 号	生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について	75
議案第 33 号	固定資産評価員の選任について	76

報告第 1 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である和解及び損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成28年12月29日（木）午後3時5分頃

2 事故発生場所

生駒市小明町428番地1先 生駒市道上

3 損害賠償の額

33,542円

4 事故の概要

事故発生場所である市道を救助出動のため消防車両(救助工作車)で走行中、狭隘な道路のため、同車左側面下部にある収納扉の蝶番を電柱支線ワイヤーに接触させ、電柱支線ワイヤーと同カバー、アスファルトの一部を損傷させたもの

平成29年2月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である変更契約の締結について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 生駒市防災行政無線MCA無線（同報系）整備事業
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
  - (1) 変更前 213,624,000円
  - (2) 変更後 212,641,200円
- 4 契約の相手方 奈良市杉ヶ町53番地6  
日本電通株式会社奈良支店  
取締役専務執行役員支店長 長 澤 泰 彦
- 5 工 期 契約の日から平成29年3月31日まで

平成29年2月20日

生駒市長 小 紫 雅 史



市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である和解及び損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

人身事故

平成28年10月13日（木）午前9時50分頃

2 事故発生場所

生駒市新旭ヶ丘地内 新旭ヶ丘交差点

3 損害賠償の額

1,019,140円

4 事故の概要

事故発生場所に向かって東向きに公用車で走行中、事故発生場所の交差点の赤信号を見落として進入し、交差点北側から進入してきた自動車と接触し、相手方を負傷させたもの

平成29年2月21日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 10 号

平成 28 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）

平成 28 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

平成 29 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 繰越明許費補正

## 1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度導入事業	9,177
産業経済費	商工費	高山竹林園管理	14,986
土木費	道路橋梁及び河川費	橋梁予防保全事業	48,492
		生活道路安全対策事業	16,000
		河川水路改修事業	5,364
	都市計画費	北部地域整備促進事業	97,616

## 2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
土木費	道路橋梁及び河川費	道路新設改良事業	58,000	道路新設改良事業	99,810

議案第 11 号

平成 28 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）

平成 28 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 045, 281 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 29 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 市債		843,955	9,200	853,155
	1 市債	843,955	9,200	853,155
歳 入 合 計		3,036,081	9,200	3,045,281

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費		2,054,529	9,200	2,063,729
	1 下水道費	2,054,529	9,200	2,063,729
歳 出 合 計		3,036,081	9,200	3,045,281

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

### 1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
下水道費	下水道費	下水道管渠維持補修事業	3,500
		流域下水道事業	9,200

### 2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	115,000	公共下水道管渠整備事業	430,000

### 第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
流域下水道事業	56,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついてはその 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又は 低利に借換え ることができる。	65,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついてはその 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又は 低利に借換え ることができる。



歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 6 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 下水道債	843,955	9,200	853,155	1 下水道債	9,200	流域下水道事業債
計	843,955	9,200	853,155			

歳出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額	財源				
					特定地方債	その他			
5 流域下水道事業費	56,777	9,200	65,977	9,200			19 負担金補助及び交付金	9,200	大和川上流流域下水道事業建設負担金
計	2,054,529	9,200	2,063,729	9,200					

議案第 12 号

生駒市市民投票条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市市民投票条例の一部を改正する条例

生駒市市民投票条例（平成 26 年 6 月生駒市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「前項第 1 号の規定に該当する年齢満 18 歳以上 20 歳未満の者並びに同項第 2 号及び第 3 号」を「前項第 2 号及び第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成29年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例

生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第23条第1項及び第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第18条第1項第4号及び第19条第1項第1号エ中「第28条」を「第29条」に改める。

第22条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

議案第 14 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年 3 月生駒市条例  
第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「までの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第  
817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定す  
る特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事  
審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護  
するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の  
規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託さ  
れている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この  
項から第 3 項までにおいて同じ。）」を加え、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」  
を「前 3 項」に、「子のある職員（」を「子（民法（明治 29 年法律第 89 号  
）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規  
定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る

家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員（「に、「養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「養育する」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「するため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする

一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条の見出し及び同条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

（生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。

以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される

場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き  
続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日(」を「子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加え

る。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は



家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第7条の2第1項中「該当する」を「掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第

1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附則第 2 2 項中「平成 2 9 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 4 条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1 9 年 1 2 月生駒市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成 2 9 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 3 年 2 月生駒市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫

第 1 8 条第 2 項中「までの子」の次に「（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が指定する者を含む。）」を加え、「又は介護休暇（当該職員が配偶者）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者）」に改め、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「するため、」の次に「管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」とい

う。)内において」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第7条の2第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の給与条例第7条第3項及び第7条の2の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（給

料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過によ

「(2) 扶養親  
り、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親  
(4) 扶養親

族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（

第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の（前号に該当する場合を除く。）

第1号に該当する場合を除く。）

3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与条例第7条の2第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の給与条例第7条第3項及び第7条の2の規定の適用については、同項中「（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 15 号

生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年 6 月生駒市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 26 条の 6 第 1 項、第 2 項、第 6 項から第 8 項まで及び第 11 項」を「第 26 条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）から第 3 項まで及び第 6 項から第 8 項まで並びに同条第 11 項において準用する法第 26 条の 5 第 6 項」に、「同条第 1 項」を「法第 26 条の 6 第 1 項」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 6 条の 2 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 16 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和  
31 年 11 月生駒市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表選挙事務関係者の部を削り、同表固定資産評価審査委員会の委員の項の次  
に次のように加える。

選挙長	日額 19,000
開票管理者	1 回につき 19,000
選挙立会人及び開票立会人	1 回につき 14,000
投票所の投票管理者	1 回につき 19,000
投票所の投票立会人	1 回につき 16,000
期日前投票所の投票管理者	日額 16,000
期日前投票所の投票立会人	日額 14,000

別表備考第 3 項を次のように改める。

- 3 選挙又は投票（以下「選挙等」という。）が同一の日に 2 以上行われる場  
合における選挙等の事務に従事する者の報酬の額については、当該 2 以上

の選挙等を1の選挙等とみなして上表及び次項の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 17 号

生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第 1 条 生駒市税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 10 条中「）、第 54 条、第 75 条」の次に「、第 89 条の 6 第 1 項」を加え、「又は第 139 条第 1 項に」を「、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 3 項に」に改め、同条第 1 号中「又は第 113 条」を「、第 113 条又は第 145 条第 3 項」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「第 106 条第 1 項」を「第 89 条の 6 第 1 項の申告書、第 106 条第 1 項」に改める。

第 22 条中「100 分の 12.1」を「100 分の 8.4」に改める。

第 88 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に

規定する者を含まないものとする。

第 88 条第 3 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 89 条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第 89 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上

の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第89条の次に次の7条を加える。

(軽自動車税の課税免除)

第89条の2 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 商品であって使用しない軽自動車等
- (2) 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち救急用のもの

(環境性能割の課税標準)

第89条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第89条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第89条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第89条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行

規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第89条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第89条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第98条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

（ア） 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

（イ） 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

A 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

B 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第91条（見出しを含む。）及び第93条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第94条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第88条第2項」を「第89条第1項」に改める。

第95条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第88条第2項」を「第89条第1項」に改める。

第97条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第98条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」

を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第97条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第99条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第89条第2号」を「第89条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第8条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第8条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第9条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条の5の次に次の6条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の6 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、奈良県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)



第16条の7 市長は、当分の間、第89条の2の規定にかかわらず、奈良県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第16条の8 市長は、当分の間、第89条の8の規定にかかわらず、奈良県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第16条の9 第89条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「奈良県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第16条の10 市は、奈良県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として奈良県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の11 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第89条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第89条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「1

〇〇分の２」とする。

附則第１７条第１項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第９０条第２号アの項中「第９０条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第２項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第９０条第２号アの項中「第９０条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第３項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第９０条第２号アの項中「第９０条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第４項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第９０条第２号アの項中「第９０条第２号ア」を「第２号ア」に改める。

第２条 生駒市税条例の一部を次のように改正する。

附則第１７条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第１項中「初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」を「最初の法第４４４条第３項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号ア(イ)	３，９００円	４，６００円
第２号ア(ウ)A	６，９００円	８，２００円

	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)B	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条第2項から第4項までを削る。

(生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 生駒市税条例等の一部を改正する条例(平成26年5月生駒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第90条及び新条例」を「生駒市税条例第90条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第90条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第90条第2号ア(ウ)A	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第90条第2号ア(ウ)B	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第17条第1項	第90条	生駒市税条例等の一部を改正する条例(平成26年5月生駒市条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条
附則第17条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第17条第1項の表 第2号ア(ウ)A	第2号ア(ウ)A	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(ウ)

		A
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
附則第17条第1項の表 第2号ア(ウ)B	第2号ア(ウ)B	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(ウ)B
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

(生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 生駒市税条例の一部を改正する条例(平成27年12月生駒市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第10条第3号の項中「第106条第1項」を「第89条の6第1項の申告書、第106条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中生駒市税条例第10条の改正規定(「又は第139条第1項に」を「、第139条第1項又は第145条第3項に」に改める部分及び同条第1号中「又は第113条」を「、第113条又は第145条第3項」に改める部分に限る。)並びに附則第9条の3の2第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中生駒市税条例附則第8条の改正規定及び次条第1項の規定 平成30年1月1日
- (3) 第1条中生駒市税条例第8条の改正規定、同条例第10条の改正規定(第1号に掲げる部分を除く。)、同条例第22条、第88条及び第89条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第90条、第91条、第9

3 条から第 9 5 条まで及び第 9 7 条から第 9 9 条までの改正規定並びに同条例附則第 1 6 条の 5 の次に 6 条を加える改正規定並びに第 2 条から第 4 条までの規定並びに次条第 2 項並びに附則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の生駒市税条例 (以下「新条例」という。)附則第 8 条の規定は、平成 3 0 年度以降の年度分の個人の市民税について適用する。

2 新条例第 2 2 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例附則第 1 7 条の規定は、平成 2 9 年度分の軽自動車税について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

3 新条例及び第 2 条の規定による改正後の生駒市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 3 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 3 1 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 18 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「14 万円」を「16 万円」に改める。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第 23 条中「51 万円」を「52 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に、「14 万円」を「16 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 19 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 19 の項の次に次のように加える。

19 の 2	通知カードの再 交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 11 条第 1 項の規定による通知カードの再交付（市長がやむを得ないと認める場合のものを除く。）	1 件につき 500 円
19 の 3	個人番号カード の再交付等手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第 28 条第 1 項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 15 条第 2 項から第 4 項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの交付（市長がやむを得ないと認める場合のものを除く。）	1 件につき 800 円



別表第2の4の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「7の項」を「次項、7の項及び7の2の項」に改め、同項の次に次のように加える。

4の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物(同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物を含む。)に係る法第7条第1項の規定による建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る法第18条第16項の規定による建築物に関する完了検査の通知に対する検査(7の2の項に規定するものを除く。)	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に125,000円を加算した額
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に162,000円を加算した額
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に194,000円を加算した額
			床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に227,000円を加算した額
			床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に294,000円を加算した額

別表第2の7の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、「に対する検査」の次に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

7の2	中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物(同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に125,000円を加算した額
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に162,000円を加算した額

	築による建築物を含む。 )に係る法第7条の3 第1項の特定工程に係 る建築物についての法 第7条第1項の規定による 建築物に関する完了 検査の申請又は建築物 のエネルギー消費性能 の向上に関する法律第 13条第2項に規定する 建築物エネルギー消費 性能適合性判定を受け た計画による建築物に 係る法第18条第16項 の規定による建築物に 関する完了検査の通知 に対する検査	床面積の合計が1 0,000平方メート ルを超え25,000 平方メートル以 内の場合	前項に掲げる床面積 の合計の区分に応じ 、それぞれ当該手数 料の額に194,000円 を加算した額
		床面積の合計が2 5,000平方メート ルを超え50,000 平方メートル以 内の場合	前項に掲げる床面積 の合計の区分に応じ 、それぞれ当該手数 料の額に227,000円 を加算した額
		床面積の合計が5 0,000平方メート ルを超える場合	前項に掲げる床面積 の合計の区分に応じ 、それぞれ当該手数 料の額に294,000円 を加算した額

別表第2の51の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54  
 年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物の  
 エネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エ  
 ネルギー消費性能判定機関」に改め、同表の52の項の次に次のように加える。

52の2	建築物エネ ルギー消費 性能確保計 画に係る建 築物エネ ルギー消費性 能適合性判 定手数料	建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する 法律第12条第1項又は 第13条第2項の規定に よる建築物エネルギー 消費性能確保計画に係 る建築物エネルギー消 費性能適合性判定に対 する審査のうち、同法 第11条第1項に規定す る非住宅部分（以下こ の項、次項、53の項及 び55の項において「非 住宅部分」という。） であって建築物エネ ルギー消費性能基準等 を定める省令（平成28年 経済産業省・国土交通 省令第1号。以下この 項、次項、53の項及び 55の項において「基準 省令」という。）第1条 第1項第1号イの基準を 用いたものに係る審査 建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する 法律第12条第1項又は 第13条第2項の規定に よる建築物エネルギー	床面積の合計が2 、000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	543,000円
			床面積の合計が5 、000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの	669,000円
			床面積の合計が1 0,000平方メート ル以上25,000平 方メートル未満 のもの	790,000円
			床面積の合計が2 5,000平方メート ル以上50,000平 方メートル未満 のもの	901,000円
			床面積の合計が5 0,000平方メート ル以上のもの	1,124,000円
			床面積の合計が2 、000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	245,000円

		消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	384,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	450,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	583,000円
52の3	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	236,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	381,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	543,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	669,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	790,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	901,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,124,000円
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,600円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	152,000円

		定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	245,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	384,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	450,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	583,000円
52の4	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付		前項に掲げる手数料の額

別表第2の53の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「同法第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この項及び55の項において「非住宅部分」という。)」を「非住宅部分」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び55の項において「基準省令」という。)第8条第1号イ(1)」を「基準省令第10条第1号イ(1)」に、「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同表の55の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表の備考中第7項を第10項とし、第6項を第7項とし、同

項の次に次の２項を加える。

8 52の2の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合において、当該建築により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物の部分の床面積について算定する。

9 52の3の項の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して建築物を建築する場合において、当該変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

別表第2の備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 4の2の項及び7の2の項の床面積の合計（これらの項の事務の欄に規定する床面積の合計をいう。）は、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分の床面積について算定する。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1の19の項の次に次のように加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

議案第 20 号

生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成29年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例

生駒市立学校設置条例（平成20年3月生駒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の表生駒市立生駒北小学校の項中「生駒市高山町12595番地」を「生駒市高山町6794番地」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 21 号

生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会  
会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成29年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 生駒市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第6条）

第3章 生駒市いじめ防止等対策審議会（第7条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定により設置する生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 生駒市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、生駒市いじめ問題対策連絡協議会（

以下「連絡協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項のいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るために必要な事項を協議する。

(会長及び委員)

第4条 連絡協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(1) 生駒市立学校の教職員

(2) 関係機関の職員

(3) 関係団体を代表する者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

6 委員の定数は、15人以内とする。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

8 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 連絡協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができ



る。

### 第3章 生駒市いじめ防止等対策審議会

(設置)

第7条 法第14条第3項の規定に基づき、生駒市いじめ防止等対策審議会（以下「対策審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第8条 対策審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生駒市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の実効的な対策の実施に関する事項
- (2) 法第28条第1項の重大事態に係る事実関係に関する事項

(組織)

第9条 対策審議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(臨時委員)

第10条 対策審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第11条 対策審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、対策審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第12条 対策審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 対策審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 対策審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第13条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(準用)

第14条 第4条第7項及び第8項並びに第6条の規定は、対策審議会について準用する。

#### 第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会及び対策審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 22 号

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第 1 条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例（昭和 25 年 4 月生駒市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考第 8 項中「情緒障害児短期治療施設の」を「児童心理治療施設の」に、「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。

(生駒市立保育所条例の一部改正)

第 2 条 生駒市立保育所条例（昭和 30 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 7 項中「情緒障害児短期治療施設の」を「児童心理治療施設の」に、「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

生駒市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正  
する条例

生駒市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年 3 月  
生駒市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「定数」の次に「、任期」を加える。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（審査会の委員の任期）

第 3 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（  
平成 18 年政令第 10 号）第 5 条第 1 項に規定する条例で定める期間は、3 年  
とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例

生駒市人権文化センター条例（平成 14 年 3 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

生駒市人権文化センター別館	生駒市小平尾町 1 5 4 8 番地 1
---------------	----------------------

別表中	「	教養講話室	を	「	人権文化	教養講話室
		調理室			センター	調理室
		クラブ室				クラブ室
		和室				和室
	」			」		

に改め、同表に次のように加える。

人権文化センター別館	200円	200円	300円
------------	------	------	------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

（生駒市立老人憩の家条例の廃止）

2 生駒市立老人憩の家条例（昭和46年7月生駒市条例第13号）は、廃止する。

議案第 25 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（平成 29 年度における保険料率の特例）

第 8 条 平成 29 年度における保険料率は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる者 28,550 円
- (2) 令附則第 20 条第 1 項第 2 号に掲げる者 37,120 円
- (3) 令附則第 20 条第 1 項第 3 号に掲げる者 42,830 円
- (4) 令附則第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる者 51,390 円
- (5) 令附則第 20 条第 1 項第 5 号に掲げる者 57,110 円
- (6) 次のいずれかに該当する者 68,530 円

ア 合計所得金額（租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1

項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 74, 240円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 85, 660円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 91, 370円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの



イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 99,940円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 114,220円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 125,640円

ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 137,060円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,690円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成29年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、歩きたばこ及び路上喫煙（以下「歩きたばこ等」という。）の防止について必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歩きたばこ 公共の場所において、歩行中（自転車等の乗車中を含む。以下この号において同じ。）に喫煙し、又は歩行中に火のついたたばこを所持することをいう。
- (2) 路上喫煙 公共の場所において、同一の場所にとどまって喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (3) 公共の場所 道路、広場、公園その他の不特定多数の者の利用に供する場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。

(4) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

(5) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内を通過する者をいう。

(6) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者に対する啓発、支援その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、市民等及び事業者と連携して、その推進に努めるものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、歩きたばこ等の防止に対する関心及び理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、歩きたばこ等により、市民等に身体及び財産に対する影響を及ぼすことのないようにするため、管理権限を有する場所において灰皿の撤去又は移設、喫煙場所の確保その他環境の整備を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、歩きたばこ等を防止するため、従業員その他事業活動に関わる者の意識の啓発を図るとともに、歩きたばこ等の防止のために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（歩きたばこの禁止）

第6条 市民等は、歩きたばこをしてはならない。

（路上喫煙の制限）

第7条 市民等は、次条第1項に規定する禁止区域を除き、路上喫煙をするときは、他の通行の妨げとならない場所において自らの喫煙により他人にたばこの煙を吸わせることがないようにし、かつ、吸い殻入れを使用しなければならない。

(禁止区域等の指定)

第8条 市長は、市民等の身体及び財産への被害の防止を図るため、特に歩きたばこ等の防止に重点的に取り組む必要があると認める区域を歩きたばこ等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による指定について、時間帯を限って行うことができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域内において喫煙することができる場所（以下「指定喫煙場所」という。）を指定することができる。

4 市長は、前3項の規定により禁止区域、時間帯又は指定喫煙場所を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(禁止区域等の指定の変更等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定による禁止区域、時間帯又は指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により禁止区域、時間帯又は指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

(禁止区域内における歩きたばこ等の禁止)

第10条 市民等は、禁止区域内において、歩きたばこ等をしてはならない。ただし、指定喫煙場所においては、この限りでない。

(勧告)

第11条 市長は、前条本文の規定に違反している者に対し、その行為の是正又は中止を勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第14条 第12条の規定による命令に従わなかった者は、2万円の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(生駒市まちをきれいにする条例の一部改正)

2 生駒市まちをきれいにする条例（平成22年9月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第19条中「第8条から第10条まで、第11条第1項又は第12条から第14条まで」を「第8条から第13条まで」に改め、同条を第18条とする。

第20条第1項中「、第11条第1項又は第13条」を「又は第12条」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

第22条中「第20条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第21条とする。

議案第 27 号

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成29年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

生駒市道路占用料に関する条例（昭和35年6月生駒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「610円」を「660円」に、「940円」を「1,000円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「550円」を「590円」に、「8

70円」を「950円」に、

1本	1,200円
----	--------

を

1本	1,300円
----	--------

に、「55円」を「59円」に、「

5円」を「6円」に、「3円」を「4円」に、「540円」を「580円」に、「330円」を「350円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「4

60円」を「500円」に、「23円」を「25円」に、「33円」を「35円」に、「49円」を「53円」に、「66円」を「71円」に、「98円」を「

110円」に、「130円」を「140円」に、「230円」を「250円」

に、「660円」を「710円」に、

1平方メートル	1,200円
---------	--------

」

を「

1 平方メートル	1, 100 円
----------	----------

」に改め、同表備考第 5 項中「1 平

方メートル若しくは 1 メートル」を「0. 01 平方メートル若しくは 0. 01 メートル」に、「1 平方メートル又は 1 メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による許可を受け、又は同法第 35 条の規定による同意を得ている者で、既に当該許可又は同意に係る占用料を改正前の生駒市道路占用料に関する条例の規定により納付しているものの占用料の額については、当該占用料を納付している期間に限り、なお従前の例による。



生駒市高山竹林園の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
生駒市高山竹林園
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地  
奈良県高山茶釜生産協同組合  
生駒市高山町6421番地
- 3 指定の期間  
平成29年7月1日から平成34年3月31日まで

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 29 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	東旭ヶ丘線支線15号	東旭ヶ丘252番4先 東旭ヶ丘252番8先
2	生駒中学校線支線3号	西松ヶ丘1721番2先 西松ヶ丘1727番5先
3	西松ヶ丘第1歩行者道	西松ヶ丘1727番12先 西松ヶ丘1727番9先
4	湯舟軽井沢線支線11号	軽井沢町2443番4先 軽井沢町2454番4先
5	萩原町24号線	萩原町97番9先 萩原町351番先
6	谷田中筋線支線7号	谷田町772番5先 谷田町1471番3先
7	光陽台16号線	西松ヶ丘2020番33先 西松ヶ丘2020番30先
8	久保中村線支線34号	高山町12609番先 高山町12578番先

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 30 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	萩原町24号線	萩原町97番9先 萩原町97番6先

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市農業委員会委員の任命について

生駒市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 田 中 勇 治

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 池 田 憲 央

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 中 田 建 彦

生年月日 昭和●●年●●月●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 有 山 兼 吉

生年月日 昭和●●年●●月●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 辻 野 俊 平

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 北 村 由 子

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 中 本 眞 人

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 中 谷 佳 津 代

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 染 岡 政 明

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 西 口 ま ゆ り

生年月日 昭和●●年●月●●日

平成 2 9 年 3 月 7 日 提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について

生駒市政治倫理審査会の委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）第8条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 奈良市●●●●●●●●

氏 名 景 山 良 一

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良県磯城郡田原本町●●●●●●●●

氏 名 横 田 保 典

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 大阪府東大阪市●●●●●●●●

氏 名 上 崎 哉

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 33 号

固定資産評価員の選任について

生駒市固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 山本 昇

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史